商標登録異議申立書の作成要領

1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番(横21 cm、縦29.7 cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の上6cm、左右及び下に各々2cmをとり、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。
- (3) 文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。
- (4) 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり1ページは29行以内とします。
- (5) とじ方は左とじとし、容易に分離しないようにとじてください。
- (6) 軽微な訂正をしたときは、右の余白に「何字削除」、「何字挿入」のように記載し、印を押してください。

2. 手数料について

- (1) 手数料は、1件につき3,000円に、1区分につき8,000円を加えた額です。
- (2) 特許印紙により納付するときには、異議申立書の左上部余白部分に貼付し、その下に括弧して貼付した額を記載してください。
 - (注意) 特許印紙に割り印や消印をしてはいけません。 特許印紙は、全国各地の集配郵便局において販売しています。 手数料等は、改訂される場合がありますので、注意してください。
- (3) 商標法第76条第6項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙に貼付してください。
- (4) 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還されます。納付した日から1年以内に請求してください。
- (5) 手数料(特許印紙)が貼付されていない異議申立書による申立てであっても、 申立ての利益を失うことはありません。ただし、補正されない場合は、決定によ りその申立書は却下されます。

3. 提出日の欄について

- (1) 特許庁の窓口に直接提出する場合は、その提出する日付を記載してください。
- (2) 郵送する場合は、郵便局に差し出す日付を記載してください。
- (注意)郵送する場合は、書留等差出日が証明できる方法により郵送してください。

4.商標登録異議申立てに係る商標登録の表示

商標登録番号の欄には、商標登録異議申立ての対象とする商標登録番号を記載 してください。

指定商品又は指定役務並びに商品および役務の区分の欄については、「第1類化学品」のように商標登録異議申立ての対象とする指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分を記載します。又、申立てる商品及び役務の区分が2以上あるときは、「第 類」「指定商品(指定役務)」の欄を繰り返し設けて記載してください。

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分の「全指定商品」または「全 指定役務」について登録異議の申立てをするときは、「第1類 全指定商品」又は 「第41類全指定役務」のように記載してください。

5. 商標登録異議申立人の欄について

(1) 住所(居所)の欄について

「住所(居所)」の欄には、 県、 郡、 村、大字 、字 、番地、 号のように詳しく記載し、番地がないときは、住所の末尾に「(番地なし)」と記載してください。

(2) 氏名(名称)の欄について

「氏名(名称)」の欄には、異議申立人が自然人にあっては氏名を記載し、その 横に印を押してください。

法人にあってはその名称を記載し、「氏名(名称)」の次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その横に代表者印を押してください(代理人によるときは代表者の欄は設けるにはおよびません)。

また、「氏名(名称)」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、カタカナで振り仮名を記載してください。

(3) 印鑑の押印について

手続をした者の氏名(法人にあっては代表者)の後に、朱肉を用いて鮮明に押印してください。

- (4) 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名(名称)」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けてください。
- (5) 国籍の欄について

異議申立人が外国人の場合は、「国籍」の欄を設け、「国籍」を記載してください。但し、その国籍が「住所(居所)」の欄に記載した国(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した

場合にあっては、省略した国)と同一であるときは、「国籍」欄を設ける必要はありません。

(6)「異議申立人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。

異議申立人

住 所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏 名(名称)

(代表者)

印

(国籍)

住 所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏 名(名称)

(代表者)

EП

(国籍)

6. 申立ての理由の欄について

「申立ての理由」の欄の書き方については、「「申立ての理由」の書き方」を参 照してください。

7. 証拠方法の欄について

「申立ての理由」に記載したことを証明するために、その理由を裏付ける事実 を証拠として提出する場合に記載します。

提出する書面には、「甲第 号証」のように、提出順に番号を付してください。

8. 異議申立書の副本提出

異議申立書を提出するときは、商標権者に送付するために必要な数の副本、及び審理用の副本一通を提出しなければなりません。

9. 添付書類および添付物件の目録の欄について

「添付書類および添付物件の目録」の欄には実際に添付するものを記載します。 異議申立てをする場合、申立てに係る商標権者の数に応じた副本及び審理用副本 1通を提出する必要があります。証明書の提出を省略して他の事件に提出したも のを援用する場合には、援用書類を添付した書類名およびその日付を正確に記載 してください。 証拠を提出した場合であって後日その返還を受けたい時は、その提出の時に、 提出書類にその旨の記載と、当該物件に「返還請求あり」等の表示をしてください。

10. その他

(1) 異議申立書の提出先及び提出方法

「商標登録異議申立書」は、特許庁長官あて、次のいずれかの方法により提出します。

郵便により提出する方法

(宛先)

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁長官

特許庁の「審査業務部出願支援課」の窓口に提出する方法

異議申立書を接受すると、異議番号の通知書を申立人宛へ送付します。

当該異議事件について以後手続をする時は、必ずこの異議番号をもって手続をしてください。ただし、異議の番号が通知されていないときに何らかの手続きをする場合は、事件を特定するために「平成何年何月何日付け提出の異議申立書」のように記載してください。

(2) 異議番号の通知書が送付されるのに、相当の日時を要しています。郵送により提出する場合、特に異議申立書が接受されたことを早く確認したい方は、ハガキに宛先及び必要額の切手を貼付し、手続内容がわかるような記載をして同封するか、返信用封筒に宛先及び必要額の切手を貼付し、手続書面の控えを同封していただければ、受領印を押して返送します。